

病院・診療所・助産所 開設届出書

年 月 日

仙台市保健所長 様

開設者の住所(法人等の主たる事務所の所在地) (〒)

開設者の氏名(法人等の名称及び代表者の氏名)

電 話 ()

F A X ()

病院・診療所・助産所 を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名 称 <small>ふりがな</small>			
2 開設場所	〒		
		電話番号 ()	
		F A X ()	
3 開設許可	年 月 日付	() 指令第	号
4 開設年月日	年 月 日		
5 管理者の住所及び氏名			
6 診療に従事する医師又は歯科医師に関する事項			
氏名	担当診療科名	診療日	診療時間
7 業務に従事する助産師に関する事項	氏名	勤務の日	勤務時間
8 薬剤師の氏名			
9 勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨			

助産所のみ記入

出張専業であるときはその旨	主な業務内容 (該当するものに○)	①保健指導 ②分娩 ③その他 ()
	分娩の取り扱い 無 ・ 有 (有の場合は以下を記入)	
嘱託医師等に関する事項 (分娩を取り扱う助産所のみ記載)		
(1) 嘱託医師の住所及び氏名及び所属医療機関 名称・診療科名	住 所	
	氏 名	
	医療機関名称	
	診療科名 (該当するものに○)	①産科 ②産婦人科
医療法施行規則第15条の2第2項適用により、嘱託医師を定めたものとみなす場合は、嘱託する病院又は診療所の住所及び名称・診療科名	医療機関住所	
	医療機関名称	
	診療科名 (該当するものに○)	①産科 ②産婦人科
(2) 医療法施行規則第15条の2第3項の規定により、嘱託医師による対応が困難なとき対応を嘱託する病院又は診療所の住所及び名称・診療科名	医療機関住所	
	医療機関名称	
	診療科名 (該当するものに○)	①産科・小児科 (新生児への対応可) ②産婦人科・小児科 (新生児への対応可)
【医療法施行規則第15条の3の規定により、出張のみによって業務に従事する助産師が分娩を行う場合】 妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の住所及び名称・診療科名	医療機関住所	
	医療機関名称	
	診療科名 (該当するものに○)	①産科・小児科 (新生児への対応可) ②産婦人科・小児科 (新生児への対応可)

<添付書類>

1 (1) 病院及び診療所

管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証写し。ただし、①平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者 (各日の前に免許申請を行った者を含む。) は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、②再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証 (①の場合は免許証) の写し及び再教育研修修了登録証の写し (各写しは開設者による原本照合済みのもの。個人開設の病院の場合は原本確認が必要。)

(2) 助産所

管理者の履歴書及び助産師免許証の写し (開設者による原本照合済みのもの)

2 (1) 病院及び診療所

診療に従事する医師並びに歯科医師の臨床研修修了登録証の写し。ただし、①平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者 (各日の前に免許申請を行った者を含む。) は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、②再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証 (①の場合は免許証) の写し及び再教育研修修了登録証の写し (各写しは開設者による原本照合済みのもの)

(2) 助産所

業務に従事する助産師の助産師免許証の写し (開設者による原本照合済みのもの)

- 3 オンライン診療を行う病院又は診療所については、オンライン診療の適切な実施に関する基準に適合することを確認するためのチェックリストを添付すること。
- 4 分娩を取り扱う助産所については以下の書類を添付すること。
 - ・ 嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類（注1）又は医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院等に嘱託した旨の書類（注1）
 - ・ 嘱託医師による対応が困難なとき、対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類（注1）
（注1）：契約書、同意書、証明書等